

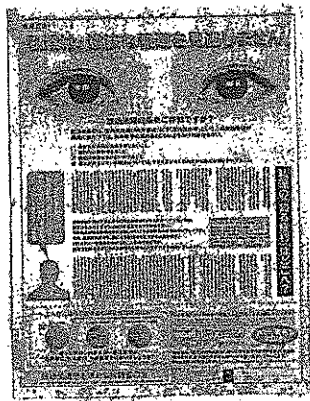
11/30
不夜

安倍政権側のメディア抑圧が背景に

「読売」「産経」掲載 戦争法批判を敵視、放送法ねじ曲げ

産経新聞14日付と読売新聞15日付が、TBSテレビの「NEWS23」と進行役の岸井成徳氏を名指しして「放送法違反」として攻撃する1ヶ紙面広告を出しました。広告主は「放送法遵守を求める視聴者の会」なる団体ですが、その背景には安倍政権側の一貫したメディアへの圧力・恫喝があります。

(小寺松雄)



「産経」「読売」に掲載された「放送法遵守を求める視聴者の会」の意見広告

「広告」が主に指摘して「点」を明らかにする「など」とあるのは、戦争法案が参院定める放送法4条に違反するとして、総務大臣や放送委員会で採決された9月16日、岸井氏が同番組で「メディアとしても隣家に呼びかけています。通常、商業紙の1ヶ紙には1千万円単位の金がある」と述べたこと。これが「多くの角度から論じます」。

「全」は今月に入って発足。呼びかけ人は上智大を退学した岸井成徳氏、産経新聞記者、放送委員、作曲家、評論家、上念司の各氏ら。上智大は2012年、当時野党だった自民党の安倍

氏を「総理大臣」と推す「民間有志の会」発起人。岸井成徳氏を「安倍政権を後ろたにし、メディア攻撃の一環である」として明らかなです。

「安倍政権を後ろたにし、メディア攻撃の一環である」として明らかなです。この広告は「表現の自由」を前提にして、

の間の安倍政権とメディアとの主な動きは別項

「広告」が取り上げている放送法第1条は、政府からの独立を意味する「不偏不党」と、憲法21条にある「表現の自由」を規定しています。4条の「政治的に公平」でできるだけ多くの角度から論議を明らかにすることを「なほ」、放送事業者が自律的に守る番組編集基準です。この基準は「表現の自由」を前提にして、

「権力は踏み込まず」が原則

意見広告は「NEWS23」の岸井成徳さんが放送法第4条に違反していると言っている



上智大学教授(メディア論)

おと音 好宏さん

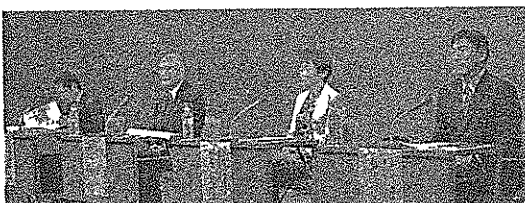
ます。明確な個人攻撃です。田を攻撃し、次にNHKと「産経」や「読売」と「報道ステーション」(テレビ朝日)に向かい、次はこれがメディアの役割で、そのが載せられてしまうのか。背まえたぞ」と脅す。自分たちが、いまの政治権力のメディアに対する向き合い方は、以前よりも露骨になっていくかと思えます。朝「慰安婦問題」で「朝

応する形で出されたものだと思っています。

意見広告に書かれている「多様な情報や意見」が出てくることはいくらでも。世論・番組向上機構)の前の6日、BPO(放送倫理・番組向上機構)の放送倫理検証委員会、

「政府が個別の番組内容に介入することは許されないと」いう考え方を提示しています。これと比べてみると、意見広告の内容に政治権力が踏み込まない、という放送法の本意が際立っている

やその歴史的経緯を十分理解することは確かです。



産経省や自民党を批判する「意見」を公表するBPO(放送倫理検証委員会)の10日

安倍政権とメディアとの間の主な動き

- 14年11月18日 総選挙を前に安倍首相が「ニュース23」に出演。「アベノミクス」へ不満を表明する街の声を紹介されると「おかしい。(局が)選んでる」と発言
- 11月20日 自民党が在京テレビ局に選挙報道の内容に介入する申し入れ
- 15年4月17日 自民党がNHKを「クローズアップ現代」問題で、テレビ朝日を「報道ステーション」問題で呼び出し事情聴取。聴取後、川崎二郎・自民党情報通信戦略調査会会長は「政府は停波の権限まである」と発言。NHKと民放連で自主的に構成しているBPO(放送倫理・番組向上機

- 4月28日 高市総務相が「クロ現」問題でNHKを「厳重注意」
- 6月25日 自民党文化芸術懇話会で「マスコミを懲らしめるには広告収入がなくなることが一番」「沖縄の2紙はつぶさない」となどの発言
- 11月6日 BPOが、総務相の「厳重注意」や自民党の放送局呼び出しに対し、「政権党による圧力」と批判する「意見」を公表
- 14、15日 産経、読売がニュース23と岸井氏を攻撃する1ヶ紙面広告